

2014年9月29日

一般社団法人衛星放送協会  
スカパーJSAT株式会社

### 御嶽山噴火の被害を受けられた方々への 10月の視聴料等の免除について

御嶽山噴火により被災されました皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CS衛星放送事業に関わる81社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：和崎 信哉）とスカパーJSAT株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：高田 真治）は、御嶽山噴火の被害により、9月27日に災害救助法が適用された下記地域において、「スカパー！」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、10月の視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

#### 記

#### 1. 免除対象地域

##### 【長野県】

木曾郡木曾町（きそぐんきそまち）  
木曾郡王滝村（きそぐんおうたきむら）

#### 2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料

#### 3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル  
TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）

以上